

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第2号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年5月奈良県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8条第16項」を「第5条の2」に改める。

第3条中「前2項の」を「前条の規定による」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。